

開発許可の変更等の取扱い（法第35条の2）

変更事項	大規模開発 (1,000㎡以上)		小規模開発 (1,000㎡未満、質の変更のみ)	
	変更許可	変更届	変更許可	変更届
◇開発区域の位置、区域及び規模（法30-1-1）				
開発区域の位置、区域及び規模の変更		—		—
※測量誤差による面積の増減は、工事完了届出の添付書類（確定測量図）で処理する。				
◇予定建築物の用途（法30-1-2）				
予定建築物の用途の変更		—		—
◇開発行為に関する設計（法30-1-3）				
公共・公益的施設（道路、公園、緑地、水路、防火貯水槽、ガス施設、ゴミ置場等）の変更（管理者との協議を要するもの）		—	—	—
区画数の変更		—	—	—
〃（他の基準の変更を伴わない場合）	—		—	—
予定建築物の敷地形状の変更（敷地規模の1/10以上の増減、住宅以外の敷地の増加を伴うもので1,000㎡以上となるもの）		—	—	—
予定建築物の敷地形状の変更（上記以外の場合）	—		—	—
切土・盛土の変更（形の変更を伴う場合）		※変更内容によっては、変更届による取扱いも可とする	—	—
〃（上記以外の場合）			—	—
がけ・擁壁の位置の変更			—	—
がけの処理方法の変更（がけ高さ、処理方法）			—	—
擁壁の工法の変更			—	—
擁壁の寸法の変更（高さ、勾配）			—	—
道路の変更（位置、形状、幅員）		—	—	—
排水処理方法の変更（敷地外放流から浸透施設への変更等）		—	—	—
排水放流先の変更		—	—	—
排水処理の位置・経路等の変更	—		—	—
給水施設の位置・経路等の変更	—		—	—
取水方法の変更		—	—	—
床面積の変更	—		—	—
〃 （自己用住宅の場合で床面積の変更が1/10以下のもの）	—		—	—
◇工事施行者（法30-1-4）				
工事施行者の変更 （自己用1ha以上、非自己用の開発行為の場合）		—		—
〃（上記以外の場合：自己用1ha未満）	—		—	—
◇その他省令で定める事項（法30-1-5）				
工事着手・完了予定日の変更	—		—	—
自己用・非自己用、居住用・業務用に係る変更		—		—
法第34条の号及び理由に係る変更		—		—

注1) 当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たに開発許可を受けることが必要となる。

注2) ※印のものは、完了時に変更図面の提出による取扱いでも可とする。

注3) 法第34条第14号及び平成19年11月30日以前に法第34条第10号ロの規定により開発審査会に付議された開発許可に係る変更許可について、変更内容が法第30条第1項第3号及び第4号に関する事項のみで、法第34条各号の立地基準に関する変更がない場合には、変更許可に際して開発審査会への再度の付議は省略できるものとする。